

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（初任給及び昇格昇給等の基準） 第6条　〔略〕 2・3　〔略〕 4　前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（<u>行政職給料表（一）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が6級であるものにあつては、0号給</u>）とすることを標準として人事委員会が定める基準に従い決定するものとする。 5～9　〔略〕 （管理職員特別勤務手当） 第21条　第10条第1項の規定により指定する職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に<u>勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第12条第1項の規定により、任命権者が代休日を指定し当該代休日に勤務をしなかった場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。</u> 2　前項本文に規定する場合のほか、第10条第1項の規定により指定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（<u>週休日等に含まれる時間を除く。</u>）であつて正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u> 3　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（<u>前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額</u>）とする。	〔同左〕 第6条　〔略〕 2・3　〔略〕 4　前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として人事委員会が定める基準に従い決定するものとする。 5～9　〔略〕 〔同左〕 第21条　第10条第1項の規定により指定する職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に<u>勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第12条第1項の規定により、任命権者が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。</u> 2　前項本文に規定する場合のほか、第10条第1項の規定により指定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u> 3　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める額 〔略〕 4 〔略〕 別表第1 〔別紙のとおり〕 別表第2 〔別紙のとおり〕 別表第4 〔別紙のとおり〕 別表第5 〔別紙のとおり〕	第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額） 〔略〕 4 〔略〕 別表第1 〔別紙のとおり〕 別表第2 〔別紙のとおり〕 別表第4 〔別紙のとおり〕 別表第5 〔別紙のとおり〕
---	---

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第2に掲げる行政職給料表（二）の適用について、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてその者の属していた職務の級（以下「旧級」という。）が付則別表第1の旧級欄に掲げる職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

（号給の切替え）

- 3 施行日の前日において職員の給与に関する条例別表第1に掲げる行政職給料表（一）、別表第2に掲げる行政職給料表（二）、別表第4に掲げる医療職給料表（二）及び別表第5に掲げる医療職給料表（三）の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が付則別表第2に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給と

する。

（施行日前の異動者の号給の調整）

- 4 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（復職等の日における号給調整の特例）

- 5 施行日の前日から引き続き休職中等（初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第18号）第33条の規定による休職中、自己啓発等休業中、配偶者同行休業中、育児休業中、外国派遣中、公益的法人等派遣中又は停職中をいう。以下同じ。）の者のうち、次に掲げる職員の施行日後の復職した日、職務に復帰した日又は再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）における号給は、施行日に復職等をしていただければ決定されていた号給に調整する。

休職中等の期間の初日から施行日の前日までの間に初任給、昇格及び昇給等に関する規則第2条第4号に規定する昇給日がある職員

復職等の日に昇格する職員（施行日の前日においてこの条例による改正前の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年墨田区条例第4号）付則第5項から第7項までに規定する差額に相当する額を加算した額を受ける職員に限る。）

（施行日と同日に昇格等をする場合の号給決定）

- 6 施行日と同日に昇格、降格、昇給、降給又は転職等をする場合の号給決定は、付則別表第2による切替えを行った後の号給を基礎として行うものとする。

（他の特別区及び特別区の一部事務組合から採用される職員に対する規定の準用）

- 7 施行日の前日に人事交流により他の特別区及び特別区の一部事務組合を退職し、施行日から採用される職員の初任給決定については、付則第2項から前項まで並びに付則別表第1及び付則別表第2の規定を準用する。

（委任）

8 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

9 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成30年墨田区条例第4号) の一部を次のように改正する。

付則第5項から第7項までを次のように改める。

5 から 7 まで 削除

付則別表第1 (付則第2項関係)

行政職給料表 (二) の適用を受ける職員の職務の級の切替表

旧級	新級
1 級	1 級
2 級	2 級
3 級	3 級
4 級	4 級

付則別表第2 (付則第3項関係)

号給の切替表

ア 行政職給料表 (一) の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	5 級	6 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1

14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	1
19	1	1
20	1	1
21	1	1
22	1	1
23	1	1
24	1	1
25	1	1
26	1	1
27	1	1
28	1	1
29	1	1
30	1	1
31	1	1
32	1	1
33	1	1
34	2	1
35	3	1
36	4	1
37	5	1
38	6	1
39	7	1
40	8	1
41	9	2
42	10	2
43	11	2
44	12	2
45	13	2
46	14	2
47	15	3
48	16	3
49	17	3
50	18	3
51	19	3
52	20	3
53	21	3
54	22	4
55	23	4
56	24	4
57	25	4
58	26	4
59	27	4
60	28	4

61	29	4
62	30	5
63	31	5
64	32	5
65	33	5
66	34	5
67	35	5
68	36	5
69	37	5
70	38	5
71	39	5
72	40	5
73	41	6
74	42	6
75	43	6
76	44	6
77	45	6
78	46	6
79	47	6
80	48	6
81	49	6
82	50	6
83	51	6
84	52	7
85	53	7
86	54	7
87	55	7
88	56	7
89	57	7
90	58	
91	59	
92	60	
93	61	
94	62	
95	63	
96	64	
97	65	
98	66	
99	67	
100	68	
101	69	
102	70	
103	71	
104	72	
105	73	
106	74	
107	75	

108	76	
109	77	

イ 行政職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	4	2	1	1
5	5	2	1	1
6	7	3	1	1
7	7	4	1	1
8	8	5	1	1
9	9	6	1	1
10	9	7	1	1
11	11	8	1	1
12	12	9	1	1
13	13	10	1	1
14	13	11	1	1
15	15	12	2	1
16	16	13	3	1
17	16	14	3	1
18	16	15	4	1
19	17	16	5	1
20	18	17	5	1
21	19	17	6	1
22	20	18	7	1
23	21	18	8	1
24	22	19	9	1
25	23	19	9	1
26	24	20	10	1
27	25	21	13	1
28	26	22	17	2
29	27	23	17	2
30	28	24	18	3
31	29	24	18	4
32	30	25	19	5
33	31	27	19	5
34	32	29	20	6
35	33	31	20	7
36	34	33	21	8
37	35	33	22	9
38	36	34	23	9
39	37	34	24	10

40	38	35	25	11
41	39	35	26	12
42	40	36	27	13
43	41	36	28	15
44	42	37	29	17
45	43	38	30	17
46	44	39	31	18
47	45	40	32	18
48	46	41	33	19
49	47	42	35	20
50	48	43	37	21
51	49	44	38	21
52	50	45	40	22
53	50	46	41	24
54	51	47	43	25
55	51	48	44	25
56	52	48	45	27
57	52	50	45	28
58	53	51	46	28
59	53	52	48	29
60	54	53	49	29
61	54	54	51	30
62	55	55	52	32
63	56	56	53	33
64	57	57	54	33
65	58	58	54	33
66	59	58	55	34
67	60	59	56	34
68	61	60	57	34
69	62	61	58	35
70	63	62	59	36
71	64	63	60	36
72	65	64	61	37
73	66	64	61	37
74	67	65	61	38
75	68	66	62	38
76	69	67	62	39
77	70	68	62	39
78	71	69	63	40
79	72	69	63	40
80	73	70	64	41
81	74	71	64	41
82	75	71	65	41
83	76	71	65	41
84	77	72	66	42
85	78	72	67	42
86	79	72	68	42

87	80	73	68	43
88	81	73	69	43
89	82	73	69	43
90	83	74	70	44
91	84	74	71	44
92	85	74	71	44
93	86	75	72	45
94	87	75	72	45
95	88	75	73	45
96	89	76	74	46
97	90	77	75	46
98	91	77	75	46
99	92	78	76	46
100	93	79	77	47
101	94	80	77	47
102	95	80	78	47
103	96	81	79	47
104	97	82	79	48
105	98	83	80	48
106	99	84	81	48
107	100	85	81	48
108	101	86	82	49
109	102	87	83	49
110	103	88	83	49
111	104	88	84	50
112	105	89	85	50
113	105	90	86	50
114	106	91	86	51
115	107	91	87	51
116	108	92	88	51
117	109	93	89	52
118	110	94	90	52
119	110	94	91	52
120	111	95	92	53
121	112	96	93	55
122	112	97	94	
123	113	97	95	
124	113	98	96	
125	114	99	98	
126	114	99	99	
127	115	100	100	
128	115	101	102	
129	116	101	103	
130	116	102	104	
131	116	103	106	
132	117	103	107	
133	117	104	108	

134	118	104	110	
135	118	105	111	
136	118	105	112	
137	119	105	114	
138	119	106	115	
139	120	106	116	
140	120	106	118	
141	121	107	119	
142	121	107	120	
143	122	107	122	
144	122	108	123	
145	123	108	124	
146	123	108	126	
147	123	109	127	
148	124	109	128	
149	124	109	130	
150	124		131	
151	125		132	
152	125		134	
153	126		135	
154	126		136	
155	126		137	
156	127		138	
157	127		139	
158	128			
159	128			
160	129			
161	129			
162	129			
163	130			
164	130			
165	131			

ウ 医療職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	5 級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1

10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	2
35	3
36	4
37	5
38	6
39	7
40	8
41	9
42	10
43	11
44	12
45	13
46	14
47	15
48	16
49	17
50	18
51	19
52	20
53	21
54	22
55	23
56	24

57	25
58	26
59	27
60	28
61	29
62	30
63	31
64	32
65	33
66	34
67	35
68	36
69	37
70	38
71	39
72	40
73	41
74	42
75	43
76	44
77	45
78	46
79	47
80	48
81	49
82	50
83	51
84	52
85	53
86	54
87	55
88	56
89	57
90	58
91	59
92	60
93	61
94	62
95	63
96	64
97	65
98	66
99	67
100	68
101	69
102	70
103	71

104	72
105	73
106	74
107	75
108	76
109	77

工 医療職給料表（三）の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	5 級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	2
35	3

36	4
37	5
38	6
39	7
40	8
41	9
42	10
43	11
44	12
45	13
46	14
47	15
48	16
49	17
50	18
51	19
52	20
53	21
54	22
55	23
56	24
57	25
58	26
59	27
60	28
61	29
62	30
63	31
64	32
65	33
66	34
67	35
68	36
69	37
70	38
71	39
72	40
73	41
74	42
75	43
76	44
77	45
78	46
79	47
80	48
81	49
82	50

83	51
84	52
85	53
86	54
87	55
88	56
89	57
90	58
91	59
92	60
93	61
94	62
95	63
96	64
97	65
98	66
99	67
100	68
101	69
102	70
103	71
104	72
105	73
106	74
107	75
108	76
109	77